

指定開発行為廃止に係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成26年4月21日

川崎市環境影響評価に関する条例第29条第1項に基づき**向ヶ丘遊園跡地利用計画に係る指定開発行為廃止届**の提出がありましたのでお知らせします。

指定開発行為者	東京都渋谷区代々木二丁目28番12号 小田急電鉄株式会社 代表取締役 山木 利満
指定開発行為の名称	向ヶ丘遊園跡地利用計画
指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為(第1種行為) 住宅団地の新設(第2種行為)
指定開発行為を予定 していた区域	川崎市多摩区長尾二丁目8-1 他
指定開発行為の目的	戸建住宅、低層集合住宅、多目的施設、飲食等施設、 ガーデンゾーン管理施設、店舗・事務所等の新設
指定開発行為の内容	区域面積:約145,410㎡ 計画戸数:220戸 計画人口:770人 建築面積:約17,520㎡ 延べ面積:約34,660㎡ 建物高さ:約4m~約11m
廃止年月日	平成26年4月14日(月) (廃止届提出日 平成26年4月14日)
公告日	平成26年4月21日(月)
問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2156

※当該指定開発行為は平成22年3月26日付けで指定開発行為実施届の提出があり、平成25年2月27日付けで条例準備書を公告・縦覧していたものです。